

第2号様式 入札公告個別事項

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事に関する一般競争入札公告

岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。  
入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は、電子入札システムからダウンロードしてください。

令和元年7月3日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 県建工第1-1号  
工事名 岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事  
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 岐阜市藪田南 地内
- (3) 工事概要 岐阜県庁舎行政棟の新築に伴う給排水衛生器具設備等機械設備工事 一式  
全体延べ面積 68,303.40 m<sup>2</sup>  
・行政棟高層部  
鉄骨造（免震構造）21階建て 延べ面積 61,854.67 m<sup>2</sup>  
・行政棟低層部  
鉄骨造（耐震構造）3階建て 延べ面積 3,190.05 m<sup>2</sup>  
・機械棟  
鉄骨造（耐震構造）3階建て 延べ面積 3,258.68 m<sup>2</sup>
- (4) 工 期 契約日から令和4年5月31日まで  
約32か月間（約960日間）
- (5) 予定価格 1,619,578,400円（消費税及び地方消費税10%を含む。）
- (6) 低入札価格調査制度 有（失格判断基準 有）
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (12) 本工事は、週休2日制モデルの試行工事である。詳細は「岐阜県総務部県庁舎建設課発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照すること。

2 入札参加資格

本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とし、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は3者で、結成は自主結成とし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

必要な建設業の許可	
特定（管工事業）（すべての構成員）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
管工事業・総合点数（代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ。）900点以上、その他の構成員900点以上。）	
構成員の各々の出資比率	
30%以上であること。	
施工実績に関する条件	
<代表構成員>	
平成16年度以降申請期限日までに、元請けとして完成引渡しの済んでいる、以下に示す建物の機械設備工事（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する管工事をいう。以下同じ。）を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）	
・構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であって、規模が延べ面積18,000m <sup>2</sup> 以上のもの。（新築又は増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第3号から第12号までに掲げる建築物に限る。）	

配置技術者に関する条件	
<p>&lt;代表構成員&gt;          本工事に従事する監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の起点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和元年10月25日）には専任で配置できる者であること。</p> <p>ア 技術士（衛生工学部門）又は1級管工事施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>イ 平成16年度以降申請期限日までに、元請けとして完成引渡しの済んでいる、建物の機械設備工事で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であって規模が延べ面積18,000㎡以上のもの（新築又は増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添2第3号から第12号までに掲げる建築物に限る。）の監理（又は主任）技術者又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。（共同企業体の構成員として監理（又は主任）技術者又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）</p> <p>ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理（又は主任）技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。</p> <p>&lt;その他構成員&gt;          本工事に従事する主任技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の起点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和元年10月25日）には専任で配置できる者であること。</p> <p>ア 技術士（衛生工学部門）又は1級管工事施工管理技士若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。</p>	
事業所の所在地に関する条件	
構成員のうち1者に限り、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店、支店又は営業所を県内に有する者であること。他は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店を県内に有する者であること。	
設計業務等の受託者等	
対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者である。 株式会社日建設計、大建設計株式会社、株式会社岬建築事務所	
その他の条件	
「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。	

### 3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課 契約担当課 申請受付担当課	岐阜県総務部県庁舎建設課 管理・事業調整係	058-272-1111 (内線2219)	〒500-8570 岐阜県岐阜市 藪田南2-1-1
工事担当課	岐阜県総務部県庁舎建設課 機械設備係	058-272-1111 (内線2309)	岐阜県庁舎3階

### 4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の配布・閲覧※1	令和元年 7月 3日(水) 午前9時から 令和元年 8月 8日(木) 午後4時まで	電子入札システムよりダウンロード又は発注図面配布用CD-Rにより交付併せて入札担当課（又は工事担当課）による閲覧
質問書の受付	令和元年 7月 3日(水) 午前9時から 令和元年 7月30日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる ※2 紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和元年 8月 5日(月) 午前9時から 令和元年 8月 7日(水) 午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和元年 7月 3日(水) 午前9時から 令和元年 7月19日(金) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和元年 7月26日(金) まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和元年 8月 6日(火) 午前9時から 令和元年 8月 7日(水) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和元年 8月 8日(木) 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県庁3階

確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和元年 8月 9日(金) 午前9時から 令和元年 8月13日(火) 午後4時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない)	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内(県の休日を含まない。)	入札担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する 回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 併せて入札担当課による閲覧

※1) 発注図面は、令和元年7月3日(水) 午前9時から令和元年8月8日(木) 午後4時までの県の休日を除く毎日、CD-Rにより交付する。(併せて、設計図書一式について、同一CD-Rにより交付する。)この場合の交付場所は3の入札担当課とし、事前に3の入札担当課に電話連絡の上、配布時間の指定を受けること。また、受け取りの際には、受取人の名刺を持参すること。

また、郵送によるCD-Rの送付を希望する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った封筒(CD-R(1枚)を封入できるもの)を送付すること。(返信用封筒の送付期限は、令和元年8月2日(金) 午後5時必着とする。)いずれの場合においても、未開封のCD-R(650MB以上)1枚と交換で配布するため、必ず新品のCD-Rを持参又は郵送すること。

※2) 紙入札者の場合は、持参を認めるが、郵送又は電信によるものは受け付けない(期間・期日は同じ)。

注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項」に記載している。

## 5 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下①から③までの方法により落札者を決定する方式とする。

- ①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- ②技術資料で示された実績等により最大21点の加算点を与える。
- ③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する方法である。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記している。

### (2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

#### (ア) 施工能力に関する事項

「県政の拠点、清流の国ぎふ」を象徴する建築物の品質確保と施工過程に関する配慮について

#### (イ) 企業能力に関する事項

#### (ウ) 技術者の能力に関する事項

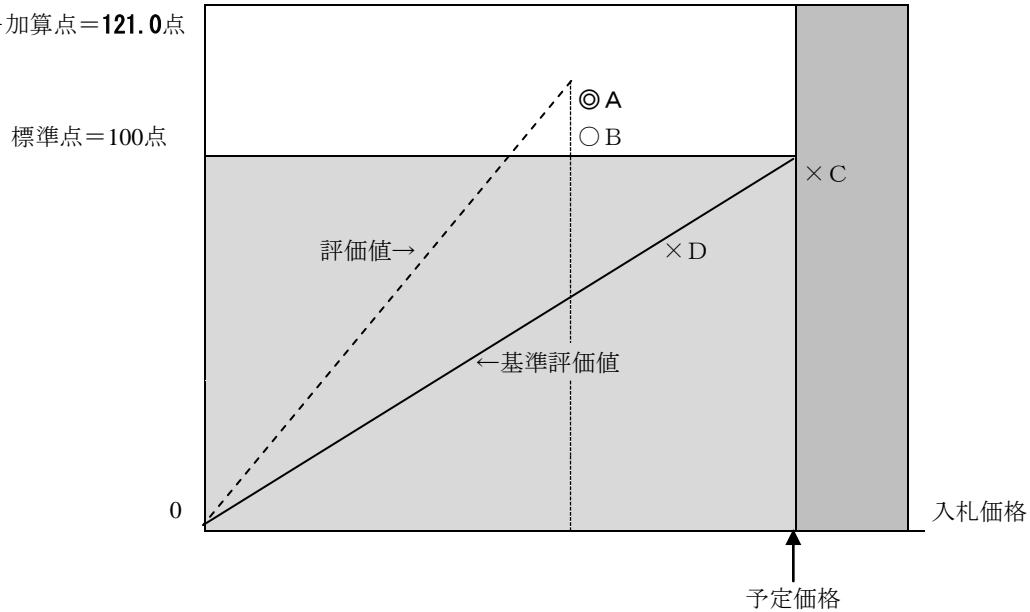
#### (エ) 地域要件に関する事項

## 別添 総合評価落札方式の内容

### 1 総合評価落札方式の仕組み

① 総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。

標準点+加算点=121.0点



A：落札者◎

B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○

C：非落札者（予定価格を超過）×

D：非落札者（基準評価値を下回る）×

### ②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- 入札価格 ≤ 予定価格
- 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- 評価値 ≥ 基準評価値（a 及び b を満たせば自動的に c は満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

### 2 評価項目及び評価指標

①評価項目：（ア）施工能力に関する事項

（イ）企業能力に関する事項

（ウ）配置予定技術者の能力に関する事項

（エ）地域要件に関する事項

②評価指標：（ア）安全対策、主要資材、環境配慮及び技術所見により評価

「県政の拠点、清流の国ぎふ」を象徴する建築物の品質確保と施工過程に関する配慮について

（イ）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴により評価

（ウ）同種・類似工事施工経験、保有資格により評価

（エ）営業拠点、災害協定参加等、近隣地域施工実績、県内企業の活用率により評価

### 3 標準点及び加算点

- ① 標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として 100 点を付与する。
- ② 加算点：評価基準に応じて点数を付与する。

### 4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

各方式別の評価項目と配点

小項目	評価項目	簡易型②
施工能力	工程管理	
	安全対策	1.5
	主要資材	1.0
	品質管理	
	環境配慮	1.0
	技術所見	
	配慮すべき事項	5.0
企業能力	工事成績評点	2.0
	施工実績	1.0
	スタッフ数	1.5
	優良工事施工者表彰	1.0
技術者能力	施工経験	1.0
	保有資格	1.0
地域要件	営業拠点	1.0
	災害協定参加等	2.0
	近隣地域施工実績	1.0
	県内企業の活用率	1.0
計		21.0

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	事故防止の喚起と客観的指標で安全対策の実施可能性を評価 ※構成員毎に算出した評価点を合算し、構成員数で除したものを評価点とする。(※1)	過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰(岐阜県内工事に限る) ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証	1.5
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	0
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ直近1か年度以内に県からの工事事故による入札参加資格停止措置あり	▲1.5
主要資材	県内での調達への奨励 【主要資材：ステンレス製水槽】	主要工事材料は岐阜県産調達が可能	1
		主要工事材料の岐阜県産調達に努力	0
品質管理			
環境配慮	ISO認定取得の状況 ※構成員毎に算出した評価点を合算し、構成員数で除したものを評価点とする。(※1)	ISO9000S並びに14001取得済	1
		ISO9000S又は14001取得済	0.5
		取得なし	0
技術所見	「県政の拠点、清流の国ぎふ」を象徴する建築物の品質確保と施工過程に関する配慮について	5「技術所見」のとおり	5

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点(岐阜県発注の機械設備工事のみ対象) ※構成員毎に算出した評価点を合算し、構成員数で除したものを評価点とする。(※1)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成16年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (発注機関は問わない) ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る。	同種工事(※2)の実績あり	1
		類似工事(※3)の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格を有する技術者数 【国家資格：技術士(衛生工学部門)若しくは1級又は2級管工事施工管理技術士】 ※構成員毎に算出した評価点を合算し、構成員数で除したものを評価点とする。(※1)	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴の有無	部長表彰歴あり(電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事に限る。)	1

	※構成員毎に算出した評価点を合算し、構成員数で除したものを評価点とする。(※1)	現地機関の長（公共建築住宅課長、公共建築課長、住宅課長、畜産課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む）による表彰歴あり（電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事に限る。）、若しくは、部長表彰歴あり（電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事以外）	0.5
		現地機関の長（公共建築住宅課長、公共建築課長、住宅課長、畜産課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む）による表彰歴あり（電気、管、プラント電気設備及びプラント機械設備工事以外）	0.25
		表彰歴なし	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事 施工実績	平成16年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 （発注機関は問わない） ※監理（又は主任）技術者又は現場代理人としての実績に限る。 ※共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る。	同種工事（※2）の実績あり	1
		類似工事（※3）の実績あり	0.5
		上記実績なし	0
保有資格	監理技術者の保有する資格	技術士（衛生工学部門）かつ1級管工事施工管理技士	1.0
		技術士（衛生工学部門）又は1級管工事施工管理技士	0.5
		上記以外	0

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	岐阜市内に本店あり	1
		岐阜圏域内（岐阜市内を除く）に本店あり	0.75
		岐阜県内（岐阜圏域内を除く）に本店あり	0.5
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
近隣地域施工実績	平成16年度以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 ※国、岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）のみ対象	岐阜市内での施工実績あり	1
		岐阜圏域内（岐阜市内を除く）での施工実績あり	0.75
		岐阜県内（岐阜圏域内を除く）での施工実績あり	0.5
		岐阜県内での施工実績なし	0
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況（元請及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上	1
		県内企業活用金額率50%以上90%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

- ※1 評価点の算出は、小数点第6位を四捨五入とする。
- ※2 同種工事：完成引き渡しの済んでいる、建物の機械設備工事（建設業法に規定する管工事）で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であって、規模が延べ面積 69,000 m<sup>2</sup>以上のもの。  
（新築又は増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号）別添 2 第 3 号から第 12 号までに掲げる建築物に限る。）
- ※3 類似工事：完成引き渡しの済んでいる、建物の機械設備工事（建設業法に規定する管工事）で、構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造であって、規模が延べ面積 45,000 m<sup>2</sup>以上のもの。  
（新築又は増築で、用途が建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 31 年国土交通省告示第 98 号）別添 2 第 3 号から第 12 号までに掲げる建築物に限る。）

## 5 技術所見

- (1) 他機関及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認めない。
- (2) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとする。なお、下記①から④までに示すような提案内容については、評価しない。
- ① 提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの  
（例：「徹底する」「周知徹底を図る」「できるだけ」「極力」「適切に」「適宜」「適切に」「丁寧に施工する」「十分に」「入念に」「徹底的に」「迅速に」「確実に」「しっかりと」「誠実に」「要所に」「注意を払う」「必要に応じて」「状況により」）
- ② 提案の実行の有無が確認できないもの  
（例：実行したことを、写真等で確認できないもの）
- ③ 提案内容に明確な効果が認められないもの
- ④ 提案の実行に確実性がないもの  
（例：「監督員との協議により施工する」）  
（例：「〇〇調査を行い、××対策の必要性を確認する」必要性の確認だけでは、必要と判断した場合に、××対策を行うのかどうか分からない）
- (3) 施工上配慮すべき事項について、提案項目は、下記①から⑤までの 5 項目とする。
- ① 効率的なメンテナンスのための工夫について
- ② 管理上の安全性への配慮について
- ③ 地域資源（人、物）の活用に資する取組みについて
- ④ 建設業の担い手の育成と確保に資する取組みについて
- ⑤ △△△について（自由設定）
- ・ 1 つの提案項目に対する提案数の制限はなしとする。
  - ・ 各提案について、次のとおり評価する。
    - ◎：1 点：記述が具体的で現場状況にも即しており、優れた効果がある。
    - ：0.5 点：記述が具体的で現場状況にも即しており、ある程度効果がある。
    - △：0 点：記述が具体的でなく、現場状況に即しておらず、効果が小さい。
    - ×：0 点：施工を認めない（不適当な提案である等により採用しない）。
  - ・ 提案数の制限はないが、各提案に対し、上記のとおり評価した結果、合計 5 点を超えた場合であっても、技術所見に対する配点は上限 5 点とする。

## 6 落札者の決定

### ① 技術資料審査方法

- ・ 「総合評価落札方式に係る技術審査基準」（平成 31 年 4 月 1 日岐阜県県土整備部技術検査課）に基づき評価する。

ただし、4「加算点の付与」に示すとおり、「総合評価落札方式に係る技術審査基準」について、下記（ア）から（ウ）までのとおり取り扱うものとする。

（ア）共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価するものとするが、4の評価内容において「構成員毎に算出した評価点を合算し、構成員数で除したものを評価点とする。」とある項目については、全構成員に係る実績等を評価する。

（イ）「企業能力」、「配置技術者能力」とともに、同種（類似）工事施工実績の発注機関は問わないことから、工事成績評定点は問わないこととする。また、それに伴い、確認書類として工事成績評定結果通知書の写しの提出は必要ない。

（ウ）技術所見については、技術審査基準における「提案内容が、設定理由に対し、効果の



ポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価します。」及び「提案内容が、設定理由に示す課題を抜本的に解決する内容である場合は、上記よりもさらに高く評価します。」との留意事項は適用せず、5「技術所見」に示すとおりとする。

- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする。
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

評価値及び落札者の決定（簡易型①で入札加者が7者、23.5点満点の例）

入 札 者	標準点 ①	加算点②					点数合計 ①+②=③	入札金額 ④	評価値 ③/④×1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工 能力	企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	3.50	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825	2
B	100.00	2.00	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593	5
C	100.00	1.00	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	6
D	100.00	-1.50	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799	3
E	100.00	2.50	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860	7
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002	4
G	100.00	1.50	4.50	3.00	5.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287	1 (落札)

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

## 7 実施上の留意事項

### ①責任の所在とペナルティ

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定の減点を行うものとする。